

# 「東アジア裁判外紛争解決機構：EAADR」 シンポジュームの報告

EAADR 企画責任者  
麻生 利勝

2007年11月2日午前10時より午後1時30分までの間、第一会議室での「東アジア裁判外紛争解決機構（EAADR）」シンポジューム並びにパネルディスカッションを開催しました。

参加者は、当大学院教授と院生の他、近郊法科大学院及び一般に開放しました。

## 記

- 一 基調講演として利用したレジユメは別紙配付資料の通りです。
- 二 パネラー並びに参加者からの活発な意見及び質問や疑問を歓迎する意味で、かなり刺激的思考を披露致しましたが、肝心な争点に関しての反論はなく、むしろ具体的事例に関しての見解からは賛同する姿勢を読み取れました。
- 三 今日の国際並びに国内社会情勢下では、市民的紛争解決を裁判にのみ求める不合理性が強調されていました。当大学院におけるリーガルクリニックの一環としてEAADRの早急な立ち上げが必要かつ有益に思えました。
- 四 企業の関係者（KDDI元社長）からは、我が国の国際的取引にまつわる紛

争を予測して、裁判管轄権を紛争提起者の属する國ではなく、相手国にする旨の条項を入れておき、紛争解決に公正性を担保するなど、これまでの慣行と異なる新たな取り組みが伺えました。市民間紛争では、EAADRの存在が不可欠であるとの印象も受けました。

五 今後の予定としては、EAADRの「NPO法人化」手続に入り、成立後には「法テラス」に紛争解決機関として届出することになります。法人化と研修の際には、相当な資金が必要になりますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

なお、設立趣旨等の詳細は前回の英文ロージャーナル（第2号）に掲載していますので参照してください。

以 上

主催 大東文化大学法科大学院  
EAADR設立準備委員会

## 「東アジア裁判外紛争 解決機構(EAADR)」 シンポジウム

### 第一部 何故今、EAADRか

- 一 05年「国勢調査」で定住外国人155万人、厚労省調査で結婚71万組/同年のうち外国人との結婚は4万組(17組に1組の割合)、愛知県、山梨県、栃木県など多くの県で外国人労働者の世帯数が激増している。
- 二 アジア特化のADRの必要性が高まっている。日中関係は、過去最悪で66%が「悪い」と回答(2006年11月読売新聞全国世論調査・10年前の倍増)
- 三 東アジア「経済連携」(EPA)構想に見る16カ国の実力と人的交流

### 東アジア16カ国(EPA) 31億人の「成長センター」

- 一 31億人は世界人口の約半分
- 二 GDP総額9兆ドル超(EU/NAFTA12~13兆ドル) ASEAN+3又は東アジアEPAが成功すれば、日本GDPを5兆円、16カ国全体では25兆円押し上げEU並びにNAFTAを超える
- 三 なかでも、観光サービス、労働力受け入れ激増に比例して市民的紛争が増加する

### EAADRと構造的背景

今、EAADRが求められる三つの構造的背景を考える。

- 一 社会構造
- 二 組織構造
- 三 意識構造

### 一 社会構造の視点

社会主義型  
行政主導型  
国民  
行政権威

(明治~昭和中期)  
創成期モデル

司法主義型  
企業主導型  
国民  
社会的正義

(昭和中期~平成5年)  
発展期モデル

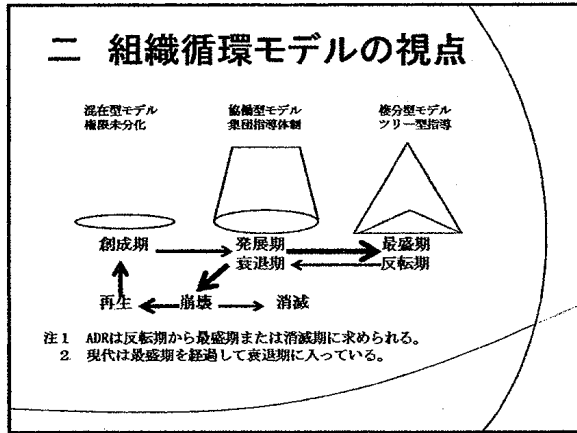
国民主義型  
自己保存型  
国民  
市民的正義

(平成6年~現代)  
最盛・衰退期モデル

注 1 矢印は、指示力方向を、線の太さはその大きさを示す。  
2 EAADRは、国民の権威的または司法的解決への失望と固有の文化的衝突の調整を図る機構。

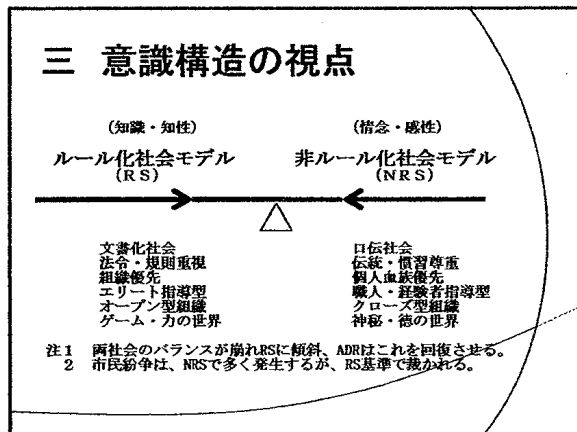
### 現代社会構造下の司法的緊張

- ①行政の事務懈怠に対する批判強化
- ①行政権限の縮小—小さな政府 国民
- ②裁判員や犯罪被害者の刑事司法①参加
- ②被害者救済の拡充
- ③簡易裁判所の統廃合と国民不在
- ③行政不作為の違法性拡大



### 組織衰退期の紛争とEAADR

- 一 組織最盛期の構成員行動における推測的準則は、「好嫌と選別」、衰退期の行動準則は、「不信と離反」
- 二 行動準則は、企業等の組織内で内部告発と課長級の転職が推定根拠の一つ
- 二 社会的には、親子関係崩壊による家庭内暴力と地域的絆の希薄化による協働・支援活動の減少が推定根拠の一つ



### 意識構造の変化と司法的正義

- 1 裁判員制度（非ルール化社会的正義：NRSJ）が司法的正義（ルール化社会的正義：RSJ）を変容させるか、量刑問題
- 2 犯罪被害者の審理参加(NRSJ)が司法的正義(RSJ)を変えるか、賠償金問題
- 3 検察審査会（NRSJ）が司法的正義（RSJ）を変えるか、起訴独占主義問題
- 4 法科大学院創設理念：Liberal Artsからの法曹養成と法学部の廃止はセットのはずが

### 修復的司法と刑事裁判 I

- 一 ノルウェー「刑事調停制度」の普及と司法の変容  
＜オスロ大学 ニスロ・クリスティ教授「社会の共有財産としての紛争」(2003・12 平松康・台湾北京学友訳・國高学院大学法政学会・法と政治54巻4号59頁以下)＞
- 1 紛争は社会的共有財産なのに
- 2 法曹並びに犯罪専門家等に剥奪されて、生活の糧になっている
- 3 被害者は裁判から閉め出され二重の意味で被害者
- 4 高度産業社会では、人間的関係が希薄化し、相互理解能力が低減
- 5 紛争から閉め出された一般人は、規範を明らかにする機会、教育の機会、持続的討論の機会をその意に反して奪われている

### 修復的司法と裁判 II

- 1 紛争は個人的な教育を受ける権利行使の絶好な機会でもある。
- 2 憲法26条1項「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」
- 3 「法律の定めるところ」とは、義務教育に限らず、社会生活のあらゆる時点で「その能力に応じて」教育、即ち人間的成長に益する教育的機会をその意に反して奪われない法的システムを意味する。

## 紛争は誰のものか

- 1 教育を受ける権利は、われわれ「一人ひとり」が、社会生活のあらゆる場面で、自分の能力に応じた人間的成長に益する教育の機会を、その意に反して奪われない」法的システムの構築を前提としている
- 2 紛争は、社会的な共有財産であるだけでなく、個人が能力に応じた教育を受ける権利を行使する場として最適であり、それゆえに、紛争解決システムから個人が排除されるのは憲法違反の疑いがある
- 3 法律の専門家が生活の糧として独占している紛争を一般人の手に取り戻す必要がある

## 裁判機能と射程距離

- 1 紛争解決による社会的秩序安定機能
  - 2 紛争当事者関係修復機能
  - 3 同一紛争再発防止機能
  - 4 一般予防的機能
  - 5 法令の解釈統一機能
- <検証>
- 1 判決執行力は裁判固有の機能ではない
  - 2 公平と法的正義の実現は、裁判だけが有する機能ではない
  - 3 法令の統一的解釈は裁判専権事項ではない
  - 4 紛争が一般市民により解決されれば、修復的機能と再発防止機能を果たす、とすれば裁判所は無用の長物か
  - 5 司法の在り方と機能を再考する必要はないか、憲法上の三権分立は国家形態として普遍的原理か、

## 理想的な紛争解決と裁判

- 1 クリステイ教授「理想の法廷」  
(GNPより尊厳、公平、正義)  
①同等な人々からなる法廷(法的専門家の排除・陪審員制度の起源)  
②当事者同士で解決が出来れば裁判官は不要、解決できないときは裁判官が必要だが、それも同等な立場の人々であるべきで、特権的裁判官は不要  
③同等な人とは、素人判事であり、紛争解決に次回以上参加する権利を与えず、地域社会の構成員全員が、判事として同じ体験をするまで再任しないシステムの中でのみ誕生する(EAADRの調停)  
④社会システムは生物学的システム(学習・習性・進化・退化・変成・突然変異・弱肉強食)

## 紛争の実態とEAADR

- 一 紛争は洪水時に山から転がる小石、下に達したときには巨石になる。
- 二 人の熱い絆(紐の結び目)も、冷めて紛争になれば、その結び目を「ほぐす」ことになるが、辛い努力と大きな支えが必要になる。
- 三 人が、「すべてを疑うか、すべてを信じる」では、どちらも反省が無く実を結ばない。
- 四 文化の違いは、言語(記号)システムの違いに過ぎない。固有の言語を使用する限り差異も遅速もない。故に、EAADRは、固有言語で解決を図る。

## EAADRの成功がもたらすもの

- 一 東アジア諸国民に期待されている市民レベルでの交流が安心と安全で盛んになる。
- 二 国情の異なる市民間紛争は、権威的な司法判断だけでは不十分。却って相手国への不信と怒りが蓄積されかねない。
- 三 紛争を契機に固有の文化と価値観を理解し合い、個人として納得のいく解決が出来ると、市民間の相互理解が深まり、諸国間の平和に寄与できる。また、企業の東アジアにおける円滑な活動が期待され、市民の豊かさ創成を支援することになる。

## 第二部 パネル・ディスカッション

- 一 パネラーの紹介
- 二 パネラーのEAADR構想に対する意見
- 三 具体的事例に関するパネラーの問題点指摘と意見
- 四 まとめ

## パネラーの紹介

(国名ABC順)

中国 常 徳華氏 東京女子医科大学助教  
鮑 栄振氏 金杜律師事務所弁護士

日本 相田武文氏 芝浦工業大学名誉教授  
出井直樹氏 大東文化大学法科大学院教授

韓国 呉 正萬氏 神奈川大学法学部教授  
崔 修令氏 一新法律事務所弁護士

コーディネーター  
麻生利勝 大東文化大学法科大学院教授

## 具体的事例研究

- 一 男女関係
  - ① 婚約不履行 ② 男女関係清算
- 二 親子関係
  - ① 親子関係確認 ② 養育費の負担と親権の変更
- 三 相続関係
  - ① 遺言と相続人の確定 ② 相続財産の確認
- 四 金銭消費貸借契約関係
  - ① 契約書の不存在 ② 分割払等債務履行の強制
- 五 不動産貸借契約関係
  - ① 家屋賃借契約の拒否 ② 残存物の処理
- 六 刑事司法制度改革関係
  - ① 国情の相異がもたらすもの
- 七 まとめ

## 男女関係

- 一 男女関係清算
  - 1 上海の日本企業に出向していた男性Xと現地採用の女性Yとは、半年間の同棲同様な関係を持ったが、Xは帰国を命じられたのを機会に清算したいと考えた。
  - 2 Yは、Xとの結婚を考えていたが口にはしていない。
  - 3 調停委員として、清算の在り方を考える。

## 親子関係

- 一 韓国人男性Xは、日本へ出張中に知り合った日本女性Yと結婚を前提としない男女関係を2年間にわたり継続した。
- 二 Xが帰国後に、YよりXの子xを出産したので、認知と養育費の負担をして欲しいと手紙が来た。
- 三 X並びにx Y間の紛争を如何に解決するかを考える。

## 相続関係

- 一 中国人女性Xは、北京で韓国人男性Zと婚姻し一人の子xを授かった。その後、Zが死亡したのでその遺族Yにその旨を通知した。
- 二 Yは、通知を受けた後、Z名義の財産を確保するため不動産を売却し、現金並びに預金類をすべて取得した。
- 三 X並びにxから相談を受けた場合の対処を考える。

## 金銭消費貸借関係

- 一 日本人Xと韓国人Y間で債務の分割払契約を締結後に、債務者Yがその分割金を支払わない。
- 二 Yは、その理由として、XがYの両親Zを誹謗中傷し著しく名誉を毀損したことを挙げている。
- 三 X Y間の紛争を如何に調停するかを考える。

### 家屋賃貸借関係

- 一 日本人Xのアパートを中国人Yが賃貸していたところ、Yは中国人Zの住む別の家屋に引っ越した。
- 二 引っ越し後にXが部屋に入ったところ、Yの所有物と思われる動産が残存していた。Yは住所をXに伝えていない。
- 三 Xの相談にどう対処するかを考える。

### 刑事司法関係

- 一 中国人女性Xは、同国人Yら三人と暮らしていたが、ある朝、警察に逮捕された。
- 二 逮捕理由は、Yらのピッキングによる窃盗の共犯容疑だった。Xは、Yらが窃盗犯だったことを全く知らなかったと言う。
- 三 Xからの相談（日本に定住したい）にどう対処するかを考える。

有り難う御座いました！

大東文化大学法科大学院  
EAADR設立準備委員会  
＜企画・文責 麻生利勝＞